

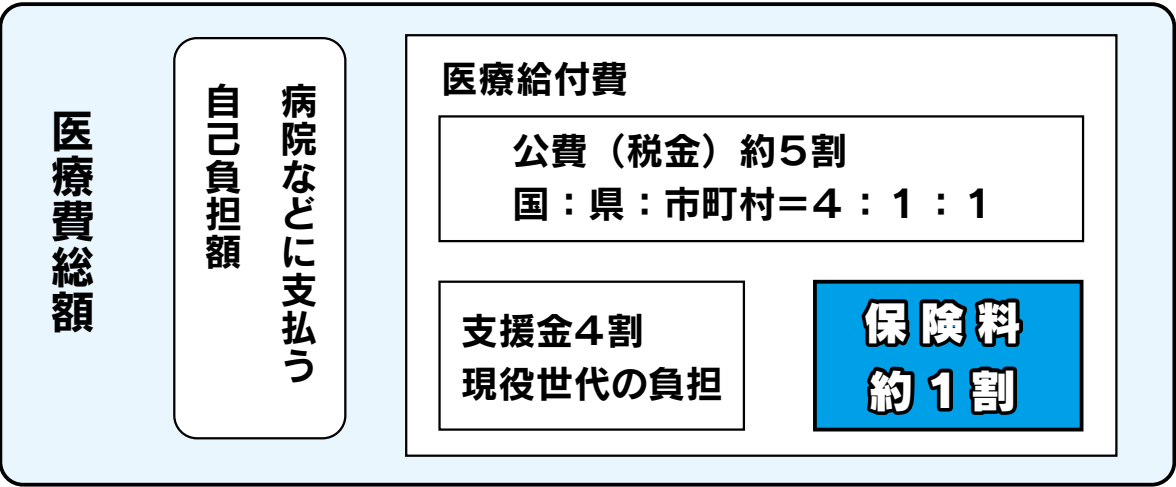
平成23年度 後期高齢者医療制度の保険料について

平成22年中の所得に基づき、平成23年度の年間保険料が決定されました。7月中旬に保険料決定通知書、納付書の郵送をお届けしています。

【お問い合わせ先】
山都町役場 本 庁 健康福祉課 国保年金係 TEL72-1173
清和総合支所 健康福祉課 健康福祉係 TEL82-2111
蘇陽総合支所 健康福祉課 健康福祉係 TEL83-1111

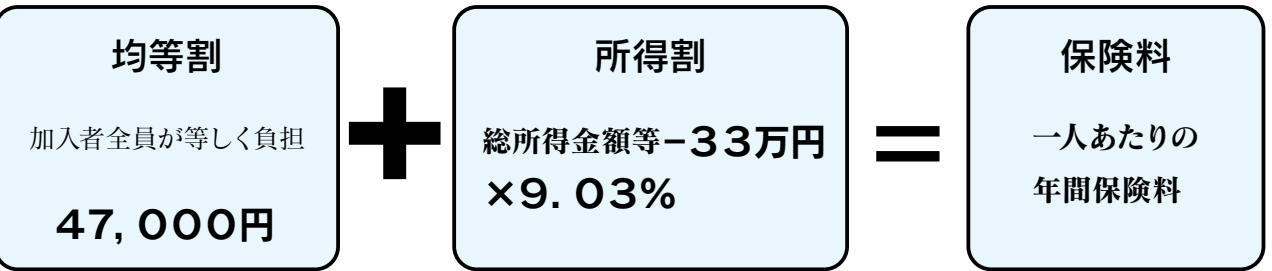
1. 保険料と医療費の負担のしくみ

医療費は、被保険者が病院で支払う「自己負担額」と保険から給付される「医療給付費」で構成されています。この「医療給付費」のうち、約5割を公費（税金）で、約4割を後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で負担し、残りの約1割を被保険者全員の保険料で負担します。



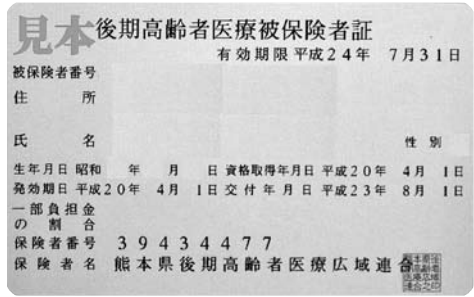
2. 保険料の決まり方

保険料は平成22年中の所得金額と世帯の状況を基に算定し決定されます。保険料は加入者一人ひとりにかかります。保険料は2年ごとに見直され、今回は平成24年度に改定されます。※世帯とは平成23年4月1日時点での世帯を基準にしています。75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にします。



「総所得金額等」とは前年中の「給与収入—給与所得控除」「事業収入—必要経費」「公的年金収入—公的年金控除」などで各種所得控除前の金額です。公的年金収入のみの方で、年金額が153万円以下の場合は、所得割額はかかりません。

3. 8月から保険証が新しくなります



保険証

現在お持ちの保険証（オレンジ色）の**有効期限は7月31日**までです。

8月1日から使える**新しい保険証（水色）**は、7月中旬に簡易書留にて郵送しています。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証（水色）を窓口に提示してください。有効期間は平成24年7月31日までの1年間です。

4. 保険料の軽減について

4月1日時点の世帯の所得の状況に応じて、保険料の軽減措置が行われます。軽減の内容は次のとおりです。

○均等割額の軽減額

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額	世帯主及び同一世帯内の被保険者全員の所得の合計
9割軽減	4,700円	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下
8.5割軽減	7,000円	33万円を超えない世帯
5割軽減	23,500円	33万円+「被保険者数（世帯主を除く）×24万5千円」を超えない世帯
2割軽減	37,600円	33万円+「被保険者数×35万円」を超えない世帯

○所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の方は、所得割額が5割軽減となります。

○被用者保険（社会保険等）の被扶養者となっていた方への特例
後期高齢者医療へ加入される前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった方は、**均等割額が9割軽減され、4,700円となります。（所得割額はかかりません）**

5. 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

減額認定証は、毎年8月に切り替えとなり更新が必要となります。既にオレンジ色の減額認定証をお持ちの方で、平成23年8月以降も引き続き該当される方には、新しい減額認定証（水色）を保険証に同封して郵送を行っています。

また、入院中若しくは入院予定の方で、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、山都町役場 健康福祉課までご相談ください。

※ 減額認定証については、世帯の全員が市町村民税非課税の方が対象となります。入院される際の医療費及び食事代の自己負担金が減額されます。
※ オレンジ色の減額認定証をお持ちの方で、水色の減額認定証が届かなかった方は、平成23年8月以降は非該当となった方です。

6. 保険料の納付方法

特別徴収（年金からの天引き）

年金が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の半額以下の方が対象となります。

特別徴収該当の方で、お支払い方法を年金天引きではなく、口座振替によるお支払いを希望される場合は、役場まで申出ください。

普通徴収（納付書によるお支払い・口座振替）

特別徴収に該当しない方が対象となります。
※口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書による申出が必要となります。